



かわら 日本の多様な屋根に惹かれての散策は楽しい。幾多の大改修で、目にすることができるその仕組みは、多くの職人の叡智と技術と努力の結集であることがわかる。木造で、千年後の屋根の形状を予測し、そのバランスで作りあげる匠の能力を知るにつれ、「美」を探求する奥の深さに、心が打たれる。先月号も古い檜皮葺き屋根を取り入れたが、新しい素材のかわらで葺かれる屋根も、職人の魂が、ひしひしと伝わってくるのを覚え身が締まる。匠の技とは、その人の心そのものなのだろうか。(古寺一隅) フォト エッセー 藤本 俊一 (APA.JPS)

- 社会保険料の納付には口座振替をご利用ください
- 「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は期限までに提出しましょう
- 協会けんぽからのお知らせ
 - ・「特定健診」は1年に1回受診しましょう ・交通事故など第三者の行為による負傷などで健康保険証を使用する場合はお届けが必要です
 - ・保険給付の適用範囲の見直しにかかる健康保険法等の一部改正のお知らせ
- インターネットサービス「ねんきんネット」で将来の年金額を試算できるようになりました！
- まずは、「ねんきんネット」のご利用登録を！

職場内で回覧しましょう

社会保険料の納付には 口座振替をご利用ください

毎月、金融機関等に出向く
必要がないので便利です。

- 口座振替を開始した以後は、毎月のお手続きが不要です。
- 口座振替手数料のご負担はありません。

全国の金融機関が
ご利用になれます。

- 銀行、信用金庫、労働金庫、農協等の口座から振り替えできます。
- ※ただし、ゆうちょ銀行やインターネット
専業銀行等、一部お取り扱いできない金融機関があります。

毎月末日に、
前月分の保険料を
ご指定の口座から
引き落としします。

- 末日が土日・祝日等金融機関の休業日の場合は、翌営業日に引き落としします。

今月の振替予定金額と、
前月の振替済み金額を
お知らせします。

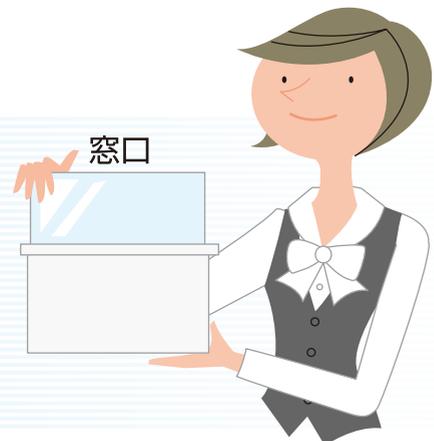
- 毎月20日頃に、当月末日に引き落としする金額および前月末日に引き落としした金額を記載したお知らせ（保険料納入告知額・領収済額通知書）を郵送します。

なお、振替当日の残高が不足していた等の事情で口座振替ができなかった場合は、後日、納付書を郵送しますので、金融機関の窓口等で納付してください。

お手続きは簡単です！

口座振替を希望する場合は、「健康保険厚生年金保険 保険料口座振替納付（変更）申出書」に必要事項を記入・押印のうえ、口座振替を利用する金融機関の確認印を受けた後、年金事務所の窓口にご提出ください。

口座振替開始月や不明な点等がございましたら、お近くの年金事務所へご相談ください。



「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は 期限までに提出しましょう



年金受給者の皆さまへ

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は年金に課税される所得税の計算を行うために必要なものです。

※「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を毎年10月下旬に、日本年金機構から課税の対象となる受給者の方に送付されます。

課税の対象となる年金

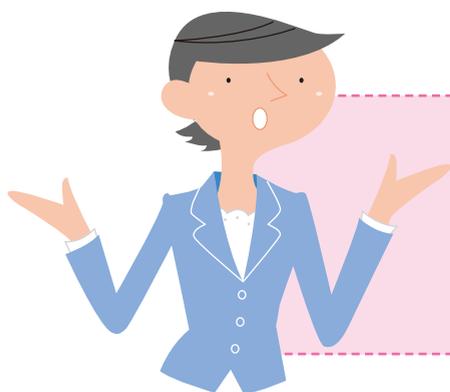
国民年金・厚生年金保険から支給される老齢年金、および共済組合から支給される退職年金です。これらの年金は、所得税法により「雑所得」として所得税が課せられます。

なお、障害年金・遺族年金には課税されません。

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」が送付される受給者の方

老齢年金受給者のうち、受け取る年金額が108万円以上（65歳以上の方は、158万円以上^④）の方へ「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を送付しています。

④退職共済年金の受給者で、老齢基礎年金が支給されている65歳以上の方の場合は、退職共済年金の支払額が80万円以上となります。



もし、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出しなかった場合は、各種控除を受けることができず、特別徴収された社会保険料を控除した後の年金支給額の10.21%が所得税として源泉徴収されます。

ご不明な点は…

管轄の年金事務所までお問い合わせください

協会けんぽからのお知らせ

「特定健診」は1年に1回受診しましょう

協会けんぽでは、**40歳から74歳までの加入者（ご家族）の方**を対象に「特定健康診査（特定健診）」を実施しています。**年度内（4月～翌年3月）に1回に限り、協会けんぽが健診費用の一部を補助いたします。**

健診はご自身の健康状態を知る第一歩です。生活習慣病の予防のため、年に一度は協会けんぽの「特定健診」をぜひご利用ください。



協会けんぽの「特定健診」とは

生活習慣病の要因となるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診のことです。内臓脂肪の蓄積を把握することにより、糖尿病、高血圧症、脂質異常症などの生活習慣病の早期発見・予防を図ることができます。

健診の種類・検査項目・費用・対象者

種類	検査項目	受診者負担額の上限	対象者
基本的な健診	問診、身体計測、血圧測定、 血糖検査、血中脂質検査、 肝機能検査、尿検査	1,266円 【大阪府内で受診の場合】 (健診機関により異なります)	40歳～74歳 の加入者（ご家族）の方
詳細な健診	心電図検査、眼底検査、 貧血検査	128円 【大阪府内で受診の場合】 (健診機関により異なります)	

- 「詳細な健診」は、昨年度の健診の結果に基づいて医師の判断により実施されるものです。すべての方が受診できる健診ではありませんのでご注意ください。
- この特定健康診査に加えて、各市町村が実施するがん検診の受診もおすすめします。

申込方法

被保険者の方の住所宛に被扶養者の方の受診券を4月中に送付



希望する健診機関へ予約
(大阪府内では、約4,500カ所の健診機関で、受診できます)



健診日に、受診券、保険証を持参して受診



※年度途中で加入されたご家族の受診券作成には、「受診券申請書」が必要ですので、協会けんぽへ提出してください。
※実施医療機関、受診者負担額等、詳細は協会けんぽ大阪支部ホームページをご覧ください。

住所変更届提出のお願い

平成25年度より、加入者（ご本人）さまのご住所宛に特定健診の受診券をお送りしておりますが、「宛どころに尋ねあたらぬ」などの理由により、ご自宅にお送りできなかった受診券につきまして、事業主さまより、ご家族さまのお手元に届けていただきました。

平成26年度も同様に**加入者（ご本人）さまの住所宛にご家族さまの受診券をお送りしますので**、加入者（ご本人）さまの住所が変更になった場合には、管轄の年金事務所に「健康保険・厚生年金保険被保険者住所変更届※」をご提出いただきますようお願いいたします。

※日本年金機構のホームページからダウンロードできます。

留意点

- ▶住所変更のお手続きの時期によっては、お送りする住所に反映されない場合がありますのでご了承ください。
- ▶平成26年度においても、加入者（ご本人）さまのご自宅にお送りできなかった方などの受診券については、事業主さま宛にお送りしますので、加入者（ご家族）さまのお手元に届くようご協力をお願いいたします。



全国健康保険協会
協会けんぽ

協会けんぽからのお知らせ

交通事故など第三者の行為による負傷などで健康保険証を使用する場合はお届けが必要です

私用中に発生した交通事故、けんか、他人のペットにかまれたなど、第三者（他人）の行為によって負傷などをしたときに、健康保険証を使用して治療を受ける場合は必ず「第三者の行為による傷病届」の提出が必要です。

第三者の行為により負傷された場合は？

第三者（他人）の行為による負傷などで健康保険証を使用して治療を受ける場合には、必ず**第三者の行為による傷病届**が必要です。届出用紙はご連絡をいただきましたら、協会けんぽよりお送りいたします（ホームページからダウンロードすることもできます）。

協会けんぽでは、そのお届けに基づき、後日協会けんぽ負担分を相手方に請求いたします。

示談は慎重に！

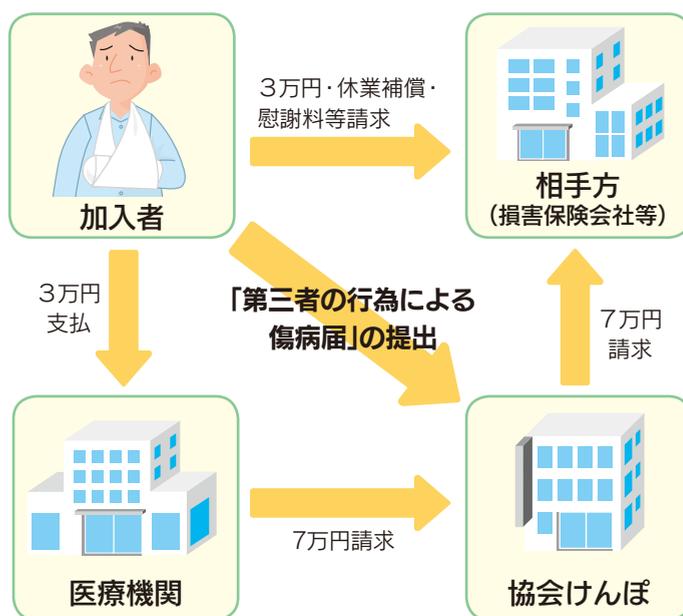
医療機関で治療を受ける前に「自分のケガは自分の健康保険で」などという示談をされると、損害賠償請求権を放棄したこととなり、健康保険が使用できず、全額自己負担となりますので、ご注意ください。

仕事中・通勤途中のケガは？

仕事中や通勤のための往・復路での事故等での負傷などは、労災保険が適用されるため、原則健康保険での受診はできません。くわしくは労働基準監督署にお問い合わせください。

健康保険を使用した場合の流れ

- ・保険適用される診療費の総額が10万円
相手方の過失が100%の場合



保険給付の適用範囲の見直しにかかる健康保険法等の一部改正のお知らせ

▶ これまで、健康保険は業務外の事由による疾病、負傷などに対して保険給付を行っており、請負業務、シルバー人材センターの会員が業務を行っているときに負傷した場合などは、健康保険から保険給付は行われず、また労働者災害補償保険からも保険給付が行われないケースが生じていました。

このようなケースを解消するため、健康保険法の一部が改正され、健康保険では、被保険者または被扶養者の労働者災害補償保険の業務災害以外の疾病、負傷などに対して保険給付を行うこととなります。

ただし、被保険者または被扶養者が法人の役員である場合であって、その法人の役員の業務に起因する疾病、負傷などに対しては、引き続き健康保険から保険給付を行うことはできません。（※）

※被保険者の数が5人未満である適用事業所に使用される法人の役員であって、一般の従業員が従事する業務と同一である業務を遂行している場合において、その業務に起因する疾病、負傷などに対しては、健康保険から保険給付を行います。

▶ 施行日は平成25年10月1日です。施行日以降に発生した負傷、疾病などを対象とするため、遡及適用はされません。くわしくは、協会けんぽ大阪支部ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/osaka>

電話 06-7711-4300 (自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階



インターネットサービス「ねんきんネット」で

将来の年金額を試算 できるようになりました！



**ライフプランに合わせて
年金額の試算ができます！**

「将来、年金を受け取りながら働き続けた場合の年金額はいくらになるの？」
「このまま働き続けた場合、何歳から、どの程度の年金を受け取れるの？」
など、グラフでわかりやすく表示します。
※すでに老齢年金をお受け取りの方はご利用いただけませんので、あらかじめご了承ください。

**いつでも、
最新の年金記録が
確認できます！**

**記録の「もれ」や
「誤り」の発見が
容易になります！**

**「ねんきん定期便」や
「年金振込通知書」などの
内容がご自宅で
確認できます！**



具体的な年金見込額試算の例

これまで

ねんきんネット

中高年の方



58歳男性の例

ねんきん定期便での見込額(※)
61歳～64歳 795,000円
65歳～ 1,812,500円

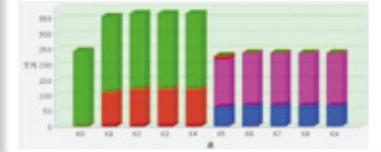
※60歳以降、厚生年金に加入されていない前提

今後の給料の入力

現在の仕事を継続
65歳まで
給与 240,000円

見込額（在職老齢年金）

61歳～64歳 637,500円
65歳～ 1,910,700円



若年の方



33歳女性の例
(厚生年金に13年加入)

ねんきん定期便での見込額(※)
380,600円

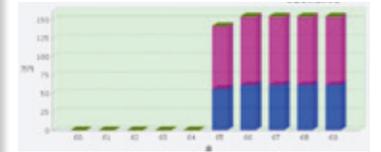
※これまでの加入実績のみでの見込額

今後の給料の入力

現在の仕事を継続
60歳まで
給与 200,000円

60歳まで加入後の見込額

1,356,000円

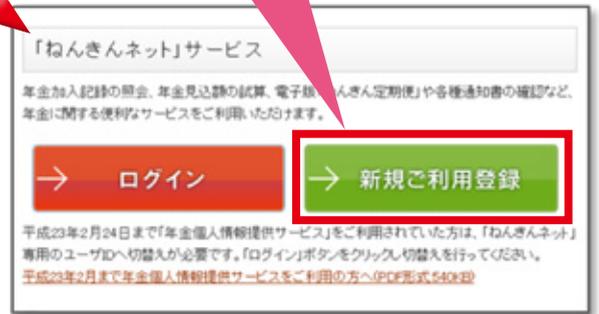


まずは、「ねんきんネット」のご利用登録を！

1. 日本年金機構のホームページにアクセス



「ねんきんネット」トップ画面が表示されますので、「新規ご利用登録」ボタンをクリックします。



日本年金機構のホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>) にアクセスしていただき、画面右側の「ねんきんネット」ボタンをクリックします。

※画面イメージは変更される場合があります。

2. 「ねんきんネット」サービス ご利用登録



「ねんきんネット（申請用トップページ）」が表示されますので、**アクセスキー**の有無に応じて「ご利用登録」ボタンをクリックしてください。

●アクセスキーとは…

お客様の誕生月に送られる「ねんきん定期便」に、平成23年4月より同封されている17ケタの番号です。

①アクセスキーをお持ちの方

アクセスキーで登録すると、ユーザIDが即座に発行され、「ねんきんネット」サービスが利用できるようになります。

なお、アクセスキーの有効期限は発行から3カ月です。

②アクセスキーをお持ちでない方

アクセスキーをお持ちでない場合も、利用登録が可能です。

なお、ユーザIDがお手元に郵送されるまで、5日程度（土日、祝日を除く）かかります。

●登録には基礎年金番号が必要となります。

※基礎年金番号は、年金手帳や、平成22年度以前にお送りした「ねんきん定期便」などで、事前にご確認ください。

●アクセスキーをお持ちの場合は、携帯電話からもユーザIDの申し込みができます。右記バーコードをご利用ください。

※申込時の通信料はお客様のご負担となりますので、ご注意ください。



くわしくは、「ねんきんネット」で検索

ねんきんネット

検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」へ



0570-058-555

050または070から始まる電話でおかけになる場合は
03-6700-1144